

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6 月19日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 田 俊 一
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
【電話番号】	( 06 ) 6555 - 3111 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 三 好 裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
【電話番号】	( 06 ) 6555 - 3029
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 三 好 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成25年6月18日開催の当社第119回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月18日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案から  
第5号議案 当社と当社連結子会社5社との株式交換契約承認の件

第1号議案 株式交換契約（中山三星建材株式会社）承認の件  
当社と中山三星建材株式会社との株式交換を承認する。

第2号議案 株式交換契約（中山通商株式会社）承認の件  
当社と中山通商株式会社との株式交換を承認する。

第3号議案 株式交換契約（三星商事株式会社）承認の件  
当社と三星商事株式会社との株式交換を承認する。

第4号議案 株式交換契約（三星海運株式会社）承認の件  
当社と三星海運株式会社との株式交換を承認する。

第5号議案 株式交換契約（三泉シヤ－株式会社）承認の件  
当社と三泉シヤ－株式会社との株式交換を承認する。

第6号議案 発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の件

第7号議案で提案する「第三者割当による募集株式発行の件」において予定する募集株式の発行に備え、十分な発行可能株式総数を確保するため、発行可能株式総数を3億株から7億株へ増加する。

第7号議案 第三者割当による募集株式発行の件

新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、および大和P I パートナーズ株式会社の6社を引受先として、第三者割当により募集株式を発行する。

第8号議案 取締役3名選任の件

取締役として、森田俊一、箱守一昭および中村佐知大を選任する。

第9号議案 監査役3名選任の件

監査役として、守屋隆男、福西惟次および川野辺弘文を選任する。

第10号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、中務正裕を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	83,430	7,140	7	91.16	可決
第2号議案	83,419	7,151	7	91.14	可決
第3号議案	83,397	7,173	7	91.12	可決
第4号議案	83,431	7,139	7	91.16	可決
第5号議案	83,443	7,117	7	91.17	可決
第6号議案	82,920	7,650	7	90.60	可決
第7号議案	82,966	7,599	7	90.65	可決
第8号議案					
森田俊一	81,526	9,059	7	89.08	可決
箱守一昭	79,021	11,564	7	86.34	可決
中村佐知大	82,722	7,863	7	90.38	可決
第9号議案					
守屋隆男	83,491	7,093	7	91.22	可決
福西惟次	76,298	14,286	7	83.36	可決
川野辺弘文	72,305	18,279	7	79.00	可決
第10号議案					
中務正裕	83,477	7,114	7	91.21	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案から第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
  - ・第8号議案、第9号議案および第10号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 賛成の割合は、本総会前日までに書面により行使された議決権の数を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数を分母として算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上